

# 令和8年度 京都市立京都工学院高等学校「学校いじめ防止基本方針」

## 【Ⅰ 「学校いじめ防止基本方針」の策定】

### 1.目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### 2.基本理念

すべての教員がいじめに対する共通理解をもち、且ついじめ防止に取り組むための共通認識をもつことで、学校全体がすべての教育活動を通していじめ防止に取り組む。また一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応し、対応が後手に回ることないよう未然防止に力点をおく。さらに「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」を念頭におき、いじめやそのような兆候が深刻化する前の早期発見をめざす。

すべての生徒が安全安心な状況下で学習活動等に取り組めるように保護者や関係機関と連携をはかり、重大案件が発生した場合は、学校長主導のもと迅速かつ慎重に対応することとする。

### 3.「いじめ」の定義

本校における「いじめ」の定義は、いじめ防止対策推進法第2条に基づくとともに、京都市「いじめの防止等取組指針」に示される考え方を踏まえ、表面的・形式的に判断せず、当該生徒の感じる苦痛や状況を重視して広く捉える。

## 【Ⅱ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

### 1. いじめ防止対策委員会の設置

(1)委員会名を「いじめ防止対策委員会」とする。本委員会を、いじめ防止対策推進法第22条に定める「学校いじめ対策組織」として常設し、未然防止、早期発見、事案対処、取組の検証・周知及び重大事態対応の中核とする。

### (2)構成員(職名又は校務分掌)

校長・副校長(教頭)・主幹教諭・生徒指導主事・生活部人権担当・学年主任

養護教諭・スクールカウンセラー・総合育成支援主任(校長が必要と認めた者を構成員に加えることができる)

(3)開催時期 原則学期に1回 \*緊急に対応が必要な場合はこの限りではない

### (4)委員会として取り組む内容

- ・重大事態ガイドライン付属チェックリストを活用し、年間を通して平時における点検を行う。
- ・いじめに関する情報・対応方針の可視化(統一様式による記録・案件台帳)
- ・基本方針に基づく取組の実施、実施状況の検証
- ・いじめの防止・啓発についての研修や調査を企画検討
- ・いじめに関わる情報の収集と課題の共有

### (5)生徒・保護者への周知方法

入学時及び各年度初に、学校いじめ対策組織の役割を伝える。また、状況により警察へ相談・通報を行う方針を説明する。連絡アプリでの通知や、プリントを配布するとともに、学校のホームページにも掲載する。

## 2. 教職員の資質向上(校内研修)

### (1)基本的な考え方

いじめに対して、すべての教職員が組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築するため、研修や情報交換を積極的に行っていく。

### (2)研修の時期・内容等

#### ・5月「いじめに関する校内研修」

いじめの定義やいじめの特徴(過去の特徴との比較)など事例を基に研修

#### ・12月「いじめアンケート分析会(結果報告・傾向把握)」

#### ・その他 外部講師による講演会の開催など

## 【Ⅲ 基本的施策】

### 1. 学校におけるいじめの未然防止(学校いじめ防止プログラム)

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。いじめに特化した何か特別な手立てがないと始まらないと考えず、日々の学校生活から未然防止が始まるという観点に立つ。

#### (1)授業改善

①日常的に教室の清掃や整理整頓に取り組み、整った落ち着いた環境で学習ができるようする。

②魅力ある授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。特に言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた双方向型の授業実践を行う。

③時間厳守の習慣や、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導など、自分を律し他者の発言を尊重する態度を育てる。授業中の生徒の言動や活動に目を配り、しっかり観察する。

④公開授業週間や研究授業、授業力向上研修などを通じて教職員の資質向上をはかる。

⑤進路検討会などを実施することで日々の授業の検証・計画の再設定、生徒の進路希望動向の把握につとめ授業改善に活かす。

#### (2)人権教育・道徳教育

①いじめは「相手の人権を侵害する行為であり、楽しく充実した学校生活を破壊する行為である」ことを生徒に理解させることが大切である。そのため、いじめ防止対策委員会で設定した各学年テーマをもとに、人権感覚を研ぎ澄まし、人権意識の高揚をはかる。

②すべての生徒がお互いの人権を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、教育活動全体を通じて人権教育の充実をはかる。

#### (3)体験活動

①修学旅行など宿泊を伴う研修や校外学習を通して集団の一員としての自覚や態度を養う。

②生徒会が中心となる学校行事(歓迎会・文化祭・体育祭など)、委員会活動など生徒が自主的に活動し、活躍できる場を設定する。

③ボランティア活動を推奨し、奉仕の精神を培う。

#### (4)生徒への働きかけ

学年アッセンブリや総合的な探究の時間などを通して、社会性や自律性を養い、地域の中の一員である意識を持たせるとともに、生徒自ら規範について考え行動できる力を育てる。

## (5)保護者への啓発

いじめ防止対策推進法及び京都市いじめの防止等に関する条例の趣旨をホームページに掲載し、保護者や地域に広く周知し、いじめの防止や解消に家庭との連携が重要であることを知らせ理解と協力を得る。

## (6)その他

学校評価アンケートを実施し、教育活動の達成状況の検証、組織的・継続的な改善をはかる。

## 2. いじめの早期発見のための措置

### (1)情報の集約と情報の共有

- ① 日常的な生徒の動向を注意深く見守り、生徒の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することを目指す。そのような日常の些細な情報を集約し共有することを怠ったことで問題が重大案件に至り、また深刻化する場合が多い。保護者とも懇談期間以外にも連絡・連携を密にしていく。
- ② 具体的には学級日誌やタブレットPCを通して、担任と生徒が双方向でやり取りできるものを活用していく。
- ③ 定例担任会や教科担当者会議で学年主任が学年の状況を常に把握し、定例のいじめ防止対策委員会に報告する。
- ④年間を通じて、生徒の心の健康状態を把握する取組を行い、状況に応じて1人1台端末等を活用した心の健康観察を実施する。得られた情報や日常観察を基に、必要に応じて個別面談や関係機関と連携した支援を行う。

### (2)生徒に対する定期的な調査

- ①学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえたうえで結果を分析し成果と課題を周知するとともに、課題解決のための対策を講じる。
- ②いじめに関するアンケート調査を年2回実施し、生徒の動向を検証することによって、今後どのようなことが学年・クラスで起こりそうか実態把握に努める。

### (3)教育相談

6月と7月に実施される保護者個別懇談週間を利用して、保護者と密に連携し、生徒の実態把握に努める。

## 【IV いじめが起こったときの措置】

### 1. 基本的な考え方

いじめの兆候を発見した場合、若しくは生徒からいじめられたとの申し出があった場合、保護者から子どもがいじめられたとの申し出があった場合教員一人(一部)が抱え込まず、担任団及び生活部が必要な情報を収集し、いじめ防止対策委員会を開催し、いじめとして対応する事案か否かを判断し、問題を軽視することなく学校全体の問題として早期に適切な対応をする。

### 2. いじめやその疑いを把握したときの対応

★初動:記録開始。管理職への報告を速やかに行うとともに必要に応じ、被害生徒の安全確保、保護者連絡。

★記録管理:統一様式で記録し、いじめ防止対策委員会でも共有する。

★正確な情報把握

- ・ 担任団と生活部が連携し、関係生徒から事情聴取。

確認事項:加害生徒、被害生徒、周辺者の特定。いつ、どこで何が起こったか。

いじめのきっかけは何か。いつ頃からどのくらい続いているのか。

★指導体制と方針、指導措置の決定

・ 「いじめ防止対策委員会」で事実関係を確認したうえで、いじめの認知、進捗確認、対応方針の検討、解消判断の実施方針などを決定する。

- ・ 必要に応じて生徒指導委員会が指導措置内容及び今後の方針を決定する。
- ・ 職員会議で事実関係、指導措置内容及び今後の方針を報告し、教職員で情報の共有をはかる。
- ・ 教育委員会へ事実関係の報告を行い、共有をはかる。

★生徒への指導・支援及び保護者との連携

- ・ 被害生徒に対して秘密の厳守を約束、学校全体として問題解決をはかる意思を伝達する。養護教諭やスクールカウンセラーなどを通して心のケアをコーディネートする。
- ・ 被害生徒の保護者には速やかに連絡(または家庭訪問)、事実関係を報告。学校の指導方針を伝え今後の対応について協議。保護者と密に連絡をとり問題解決に取り組むことを伝える。また家庭での生徒の様子を見守ってもらい、些細なことでも報告してもらうよう伝える。
- ・ 加害生徒には事実の確認後、なぜそのような心理に至ったのか、何が悪かったのか、被害生徒はどのような苦痛を感じていたと想像できるかなど、加害生徒に客観的に状況を冷静に考えさせるとともに、決して許される行為ではないことを自覚させる。
- ・ 加害生徒保護者には正確な事実関係を説明し、被害生徒やその保護者の心情を伝え、問題のより良い解決に向けて学校が取り組んでいくことや方針を説明する。更に「いじめは決して許される行為ではない」という毅然とした態度を示し、生徒に事の重大さを認識させ家庭での指導を依頼する。
- ・ 周辺者(あるいはそのクラス)に対しては、自らの問題として捉えさせるような集団指導を行い、いじめが起らない集団が形成されるよう働きかける。

★事後の対応

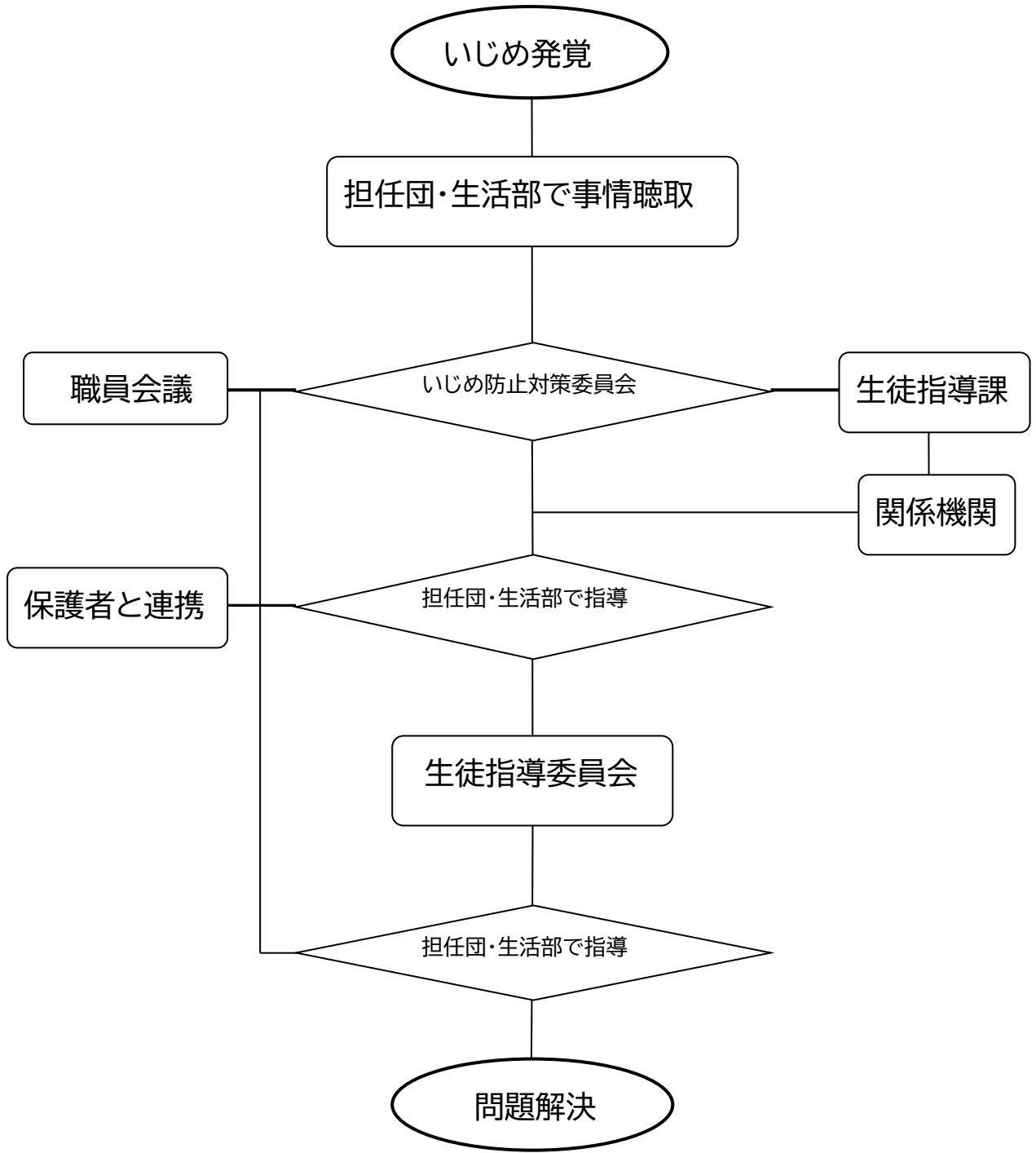
- ・ 「いじめの解消」確認:いじめに係る行為が停止した状態が相当期間(目安:3 か月)継続し、かつ被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。状況に応じて期間を延長し継続的に見守る。
- ・ 一定の問題解決がはかられた段階に至っても、当該生徒のその後の状況を、担任⇒担任団⇒生活部⇒いじめ防止対策委員会の経由で情報を共有する。またクラスや学年でいじめが起らないあ

るいは許さない雰囲気づくり・集団づくりが継続的に行われているか検証していく。

### 3. ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・ 書き込みや画像等は、スクリーンショット、URL、日時等を含めて証拠保全した上で、サービス事業者へ削除依頼を行い、あるいは、削除させるなどし、削除確認まで実施する。必要に応じて法的助言を得る。
- ・ タブレットPCやスマートフォン・携帯電話等の利用について、マナーやルールについての啓発と指導に努める。
- ・ 生徒からの情報、アンケート結果などをもとに実態把握を行い適切な指導を行う。関係生徒から聞き取り調査を実施、確認作業ののち、速やかに書き込み削除や画像削除などの対応をする。
- ・ 情報機器の急速な発展により新たないじめの発生の可能性、あるいは発見の困難さが予想されるため、常に新しい問題に関心を持ち注意をはらう必要がある。

# いじめ対応図



## 【V 重大事態への対処】

重大事態とは

- ①「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ②「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

### 1. 基本的な考え方

校長主導のもと、重大事態発生時には教育委員会の指導及び支援を受けつつ、生活部が調査主体となり事実関係の把握に努める。また場合によっては第三者の参加する組織を新たに設け、調査の公平性・中立性を確保する。ただし、学校が事実と向き合うことで当該事態への対処や同種の事態への発生防止をはかることを目的とする。

### 2. 重大事態が発覚したときの対応

★初動：記録開始。

管理職への報告を速やかに行うとともに必要に応じ、被害生徒の安全確保、保護者連絡。

★校長主導のもとに教育委員会の指導及び支援を受けつつ、重大事態の調査組織を設置

- ・ 一次的には生活部で調査・事態の把握に努めるが、場合によっては専門的知識や経験を有し、当該いじめ事案の関係者との直接の人間関係や特別の利害を有しない第三者の参加により、当該調査の公平性・中立性を確保することもある。

★調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ・ これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

★被害生徒(いじめを受けた生徒)とその保護者に対して情報を適切に提供

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で経過報告)する。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ アンケート実施などにより得られた情報は、被害生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象の生徒や保護者に説明する。

★調査結果を校長に報告

- ・ 被害生徒またはその保護者が希望する場合には、被害生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果に添える。

★調査結果を踏まえた適切な措置

- ・ 懲戒規定に則り、指導措置原案を生活部長が作成し、生徒指導委員会に諮り当該生徒に対し適切な措置を講じる。

## 【VI 関係機関との連携】

### 1. 家庭との連携の推進に向けて

- ① 日々の生徒の様子などで気になることがあった場合、速やかに保護者に連絡し、信頼関係を構築していく。
- ② 保護者や地域及び関係機関の支援が必要な場合は、速やかに協議する体制を整え適切な支援や指導を行う。

## 2. 関係機関との連携の推進に向けて

- ① いじめ問題の事案によっては、所轄警察署少年係との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先する。場合によっては、加害生徒に対する指導の際、スクールサポーター(警察官経験者)の助言、加害生徒への注意・説諭を、被害生徒やその保護者の同意了解のもと依頼する。
- ② いじめの背景に生徒の非行や家庭の抱える問題などさまざまな要因が考えられる場合、児童相談所と協力して対応を進める。

## 【Ⅶ 年間計画】

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

月	対策委員会	未然防止に向けた取り組みや行事等	主な行事等
4			・入学式 ・1年自転車安全教室 ・2年非行防止教室
5	・第1回いじめ防止対策委員会 「いじめ防止基本方針」	・いじめ防止基本方針をホームページに掲載及び、保護者向けプリント配布 ・いじめに関する校内研修会 「いじめ未然防止・早期発見・積極的認知」 ・第1回学習会 ・いじめアンケート調査(記名)	・遠足 ・団体鑑賞 ・中間考査
6		・アンケートの結果報告	・文化祭
7			・期末考査 ・三者面談 ・1年携帯教室 ・2年性教育講座
8			
9			
10	・第2回いじめ防止対策委員会 「関係機関との連携について」		・体育祭 ・2年人権学習 ・中間考査
11		・第2回学習会 ・いじめアンケート調査(記名) ・学校評価アンケート(記名)	・2年Fインキュベーション ・2年Pインターンシップ ・期末考査
12		・アンケート分析会	・期末考査 ・生徒会長選挙 ・理工展
1		・アンケートの結果報告	・3年学年末考査 ・1年薬物乱用防止教室
2	・第3回いじめ防止対策委員会 「学校関係者評価・総括」	・学校いじめ防止プログラムの見直し	・1、2年学年末考査 ・卒業式
3			・2年学年末考査 ・1年修学旅行